

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があったので、同法第6条第3項の規定により準用される同法第5条第3項の規定に基づき、下記のとおり公告する。

平成29年11月24日

札幌市長 秋元 克広

記

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アリオ札幌

所在地 札幌市東区7条東9丁目384-13他

(2) 大規模小売店舗を設置している者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社イトーヨーカ堂

住所 東京都千代田区二番町8番地8

代表者 代表取締役 三枝 富博

(3) 変更した事項

① 大規模小売店舗を設置する者の名称、住所及び代表者の氏名

(変更前) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 戸井 和久

(変更後) 株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝 富博

② 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 小売業者一覧表 (変更前) のとおり

(変更後) 小売業者一覧表 (変更後) のとおり

(4) 変更した年月日

① 平成29年3月1日

② 別紙小売業者一覧表のとおり

(5) 変更した理由

① 設置者の代表者に変更が生じたため

② 別紙小売業者一覧表のとおり

2 届出年月日 平成29年11月20日

3 届出及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所 札幌市役所本庁舎2階 市政刊行物コーナー

(2) 縦覧期間 平成29年11月24日～平成30年3月26日

(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

(午前8時45分～午後5時15分(午後0時15分～午後1時までを除く))

なお、同法第8条第2項の規定に基づき、当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、当該公告の日から四月以内（平成30年3月26日まで）に限り、札幌市に対して、意見書の提出によりこれを述べることができます。